



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

<発行日>

令和5年11月吉日

<発行者>

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合
理事長 山田 尊司

※組合事務所

日進市赤池町箕ノ手2番地1155
Tel/Fax. (052) 807-3126

<ホームページアドレス>

<http://www.nisshin-akaike.com/>

「事業の進捗状況について」

理事長 山田 尊司

晩秋の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと心からお喜び申し上げます。

さて、9月21日に開催しました令和5年度第1回総代会において、令和4年度決算関係及び事業計画変更等6議案が上程され、原案どおり可決されました。

決算関係につきましては、歳入歳出に関する金銭の収支及び証拠書類等の整理は正確であることは確認されたものの、支払い手続きの一部及び一部随意契約工事の発注手続き等で、適切に処理されていない事案が確認されましたので、今後は適切に進めてまいります。

現在、諸課題等について早期に解決し、順次工事等施工できるよう進めております。皆様には何かとご不便等をおかけする場合がありますが、地権者をはじめ地域住民の方々の安全第一で施工をしてまいりますので、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

■草刈り等について（お願い）

すでに使用収益開始された土地については、境界杭の保全及び草刈り等自己管理していただきますようお願いいたします。



◇ 目次 ◇

- 事業の進捗状況について ...1 頁
- 令和5年度第1回総代会 ...2 頁
- 工事の状況、組合からの報告、
県定期検査報告 ...3 頁
- 組合からのお願い ...4 頁

令和5年度第1回総代会

令和5年9月21日（木）開催の令和5年度第1回総代会において、令和4年度決算関係等6議案が上程され、原案どおり可決承認されました。

認定・議案		内 容
令和4年度 決算関係	認定第1号	令和4年度事業報告について
	認定第2号	令和4年度経費収入支出決算について
	認定第3号	令和4年度末財産目録について
議案第1号		事業計画の変更について ※公共施設計画の一部変更 ※資金計画変更（総事業費 131 億円→133.65 億円） ※年度延伸1年（令和6年度未完了→令和7年度未完了）
議案第2号		仮換地の一部指定変更について
議案第3号		保留地の一部変更について

■ 令和4年度収支決算書（概要）

収入額	金 846,653,748 円
支出額	金 318,535,880 円
差引残額	金 528,117,868 円（令和5年度への繰越金）

収入の部		
科目	決算額（円）	説 明
保留地処分金	230,984,481	保留地処分金
雑収入	2,971,597	預金利子、諸証明手数料等
繰越金	612,697,670	前年度繰越金
収入合計	846,653,748	

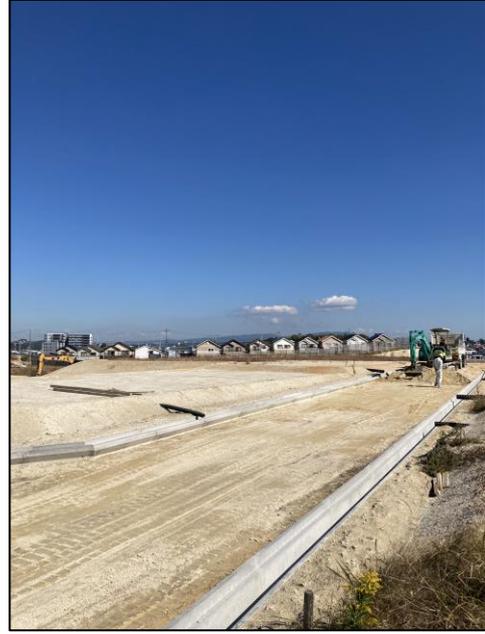
支出の部		
科目	決算額（円）	説 明
工事費	58,405,600	区画道路築造費、特殊道路築造費、水路築造費
補償費	58,038,972	工作物等補償費、電柱移設費
負担金	127,860,700	上水道新設負担金、下水道新設負担金
調査設計費	43,725,000	工事施工管理業務、仮換地指定変更業務、換地計画準備業務、常用測量業務
会議費	103,000	総代会費、諸会議費

事務所費	29,665,608	事務委託費、役員報酬、事務職員給与、PC等リース代、保留地処分諸費、需用費等
雑支出	737,000	県連合会費、弁護士顧問料等
支出合計	318,535,880	

工事の状況



【地区中央西側／北から南方面】



【地区南西部／西から東方面】

組合からの報告

【組合監査会報告】

令和5年7月27日に実施した監査会において、監事より次の内容の監査意見書が報告されました。

歳入歳出に関する金銭の収支等の整理は正確であること、事業の執行状況及び財政状況も適正であると認められたが、支払い手続きの一部について、適切に処理されていないこと、また、一部随意契約における工事の発注手続き等について、工事請負委託業務規程が遵守されていないことが確認されたため、諸規程類等を遵守し、事業運営するよう改善を求める。

【主な再発防止策等】

関連工事を含む事業運営にあたっては、作業内容等関連事項を確認し、組合内部決裁及び会議等で報告し、手続きを徹底する。また、コンサルタントにおいては、照査、チェック等を徹底する。

組合役員における組合規程類等の理解と遵守に向けて、役員会等で順次、規程類の説明を実施し理解を深める。

県定期検査報告

令和5年8月1日に実施した県定期検査において、改善事項がありましたので、指摘された内容については、今後適切に行ってまいります。

主な内容として、工事請負委託業務規程第18条に基づき、適正に手続きを行うこと。

また、設計書の変更手続きは適切に行うこと。

組合からのお願い

・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票（写し）』を、組合に必ずご提出下さい。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

- | | |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき | ④ 複数名義から単独名義になったとき |
| ② 贈与、相続されたとき | ⑤ 合筆、分筆されたとき |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき（但し、抵当権のみの変更は除く） |

・建築等の行為をされる方へ〔土地区画整理法第76条申請が必要です。〕

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思っております。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

・工事現場への立入り禁止について

犬の散歩等による工事現場への立入りはご遠慮ください。

特に、お子様の現場への立入りは非常に危険ですので、ご注意願います。

・組合土地立入りについて

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

立入時間：日の出より日没まで

組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しておりますので、ご覧下さい。

＜ホームページアドレス：http://www.nisshin-akaike.com/>

問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地1155

電 話：052（807）3126

執務時間：平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時までは休務）

休 日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆等）